

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、有限会社和人組から令和3年1月10日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線一部廃止）届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。

意見聴取結果は、以下のとおりです。

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果について

### ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

公示番号：九運公第89号

事案番号：鹿2廃7（有限会社 和人組）

### イ 意見聴取の日時及び場所

令和3年4月30日（金）13時30分から

福岡合同庁舎新館 九州運輸局 10階 中会議室

### ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

#### 【鹿児島県】

鹿児島県 総合政策部 交通政策課 課長 滝澤 朗

#### 【西之表市】

西之表市 企画課 課長 森 真樹

#### 【中種子町】

中種子町 企画課 課長 上田 勝博

### エ 陳述の要旨

#### 【鹿児島県】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（有限会社 和人組）との協議内容
  - ・ 運送事業者から県に申し出がなかったことから、協議会は開催していない。
- (2) 自治体や住民等の意見
  - ・ 西之表市及び関係市町村の中種子町は廃止についてやむを得ないという判断であり県として西之表市と中種子町の意見を尊重したい。
- (3) 路線廃止に対する代替交通の計画
  - ・ 西之表市及び関係市町村の中種子町では当該路線廃止後は幹線バス及び西之表市市街地巡回バス「わかさ姫」が概ね当該路線の代替路線、代替交通となり、住民の移動手段を確保できるとしている。
- (4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非
  - ・ 西之表市及び関係市町村の中種子町と関係者のこれまでの協議結果及び西之表市と中種子町の意向を尊重する。

## 【西之表市】

### (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（有限会社 和人組）との協議内容

- ・ 令和3年2月17日付文書にて、運送事業者から「当社運行の路線バス空港線（西之表）の路線短縮のご理解ご協力についての要望書」が提出された。利用者減少に伴い経営の合理化を図るための路線短縮を行うとのことであり、内容は、「空港線（桜ヶ丘～空港）」の廃止、「空港線（西之表港～空港）」の新設、実施予定日は令和3年7月20日。その他、市への防災無線及び広報紙による周知依頼等』となっていた。

令和3年3月3日開催「令和2年度第2回西之表市地域公共交通活性化協議会・幹事会」及び同3月22日開催「令和2年度第2回西之表市地域公共交通活性化協議会/第2回西之表市地域公共交通会議」にて協議を行い、1年間の利用者が「桜が丘4名/松島25名」と少なく、幹線バス・市街地巡回バスが代替路線となり得ることから、大きな支障はないものとして報告。特段の意見・意義等はなかった。

### (2) 自治体や住民等の意見

- ・ 1年間の利用者が「桜が丘4名/松島25名」と少ないこと、幹線バス・市街地巡回バス「わかさ姫」が当該路線の代替となり得ること、経営の合理化・空港バスの存続を勘案し、路線短縮についてやむを得ないと考える。なお、令和2年度第2回西之表市地域公共交通活性化協議会/第2回西之表市地域公共交通会議には住民代表として校区長も参加の上で協議が調っている。

### (3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- ・ 幹線バス及び西之表市市街地巡回バス「わかさ姫」が概ね当該路線の代替路線、代替交通となり得る。

### (4) 廃止予定日の繰り上げの是非 … 非

- ・ 利用者に対して十分な周知期間を設けるため非としたい。

## 【中種子町】

### (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（有限会社 和人組）との協議内容

- ・ 運送事業者から令和3年2月10日付文書にて要望書の提出あり。内容は、『「空港線（桜ヶ丘～空港）」の廃止、「空港線（西之表港～空港）」の新設、実施予定日は7月20日、利用者への周知を徹底する』とのことであった。

要望書受理後、中種子町地域公共交通確保維持改善協議会会長と、公共交通担当で協議を行い、1年間の利用者が「桜が丘4名・松島25名」と少なく、経営の合理化を尊重すること、また幹線バス・市街地巡回バスが代替路線となり得ることからやむを得ず承認することとした。

### (2) 自治体や住民等の意見

- ・ 経営の合理化を進めることを尊重し、承認。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- ・ 幹線バス及び西之表市市街地巡回バス「わかさ姫」が概ね当該路線の代替路線、代替交通となり得る。

(4) 廃止予定日の繰り上げの是非 … 非

- ・ 利用者に対して十分な周知期間を設けるため非としたい。